

新潟医療福祉大学図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学学則第64条の2に基づき、新潟医療福祉大学図書館(以下「図書館」という。)に関する基本的な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、研究及び教育に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、教職員並びに学生の利用に供することを目的とする。

(図書館長)

第3条 図書館に館長を置く。

- 2 館長は図書館を代表し、業務を統括する。
- 3 館長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 館長は、総務会の議を経て学長が委嘱する。

(職員)

第4条 図書館に司書のほか、必要な職員を置く。

(図書館・情報委員会)

第5条 館長の諮問に応じて図書館に関する重要事項を審議するため、図書館・情報委員会を置く。

- 2 図書館・情報委員会に関する規程は、別に定める。

(図書館資料)

第6条 図書館が収集、整理、保存する資料とは、図書・逐次刊行物等の印刷資料のほか、各種視聴覚資料、その他の情報媒体で提供するのが相当と認められる全ての資料をいう。

(利用)

第7条 図書館の利用に関する規程は、別に定める。

(改正)

第8条 この規程の改正は、図書館・情報委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成13年7月2日から施行する。